

委員会議案第 1 号

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定の一部を改正する議決案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)3 月 25 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 小 川 隆 史

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定の一部を改正する議決

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定(令和 2 年 3 月 23 日議決)の一部を
次のように改正する。

本則第 4 号中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

付 則

この議決による改正後の地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定は、令和 6
年 4 月 1 日から効力を生ずる。